

障害者又は障害者支援団体への助成金選考規程 (公益財団法人はるやま財団)

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人はるやま財団（以下「当財団」という）が、定款第4条第1項第2号の事業を行うに際して、支援の対象となるものに交付する助成金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金等の交付対象)

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、障害者又は障害者を支援する団体とし、選考基準は第4条に定めるとおりとする。

(募集方法)

第3条 助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集は、助成金募集要項を当財団のホームページ上に掲載することにより行う。

(選考基準)

第4条 助成金の交付対象となる障害者又は障害者を支援する団体の選考基準は以下のとおりとする。

- (1) 知的障害を持ちながらスポーツに励んでいる者
- (2) 生まれつき視覚・聴覚に障害を持った盲ろう者
- (3) 障害者福祉を目的とした非営利法人及び団体
- (4) 盲導犬を育成する非営利法人及び団体
- (5) 上記に準ずる個人又は非営利法人及び団体で選考委員会が認めたもの

(申請及び申請期間)

第5条 申請者は、助成金交付申込書を当財団に提出しなければならない。

2. 助成金交付申込は、毎年12月末日、3月末日、6月末日及び9月末日をもって締め切り、それぞれ概ね45日以内に助成金交付を決定する。ただし、当財団が特に必要と認めた場合は、上記以外においても申請を締め切ることがある。

(助成金交付手続等)

第6条 当財団の事務局長は、受け付けた助成金交付申込書を、理事長の承認を得て、選考委員会に送付するものとする。

2. 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長

に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。

3. 理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
4. 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。

(助成金の決定通知)

第7条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(監査)

第8条 理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を受けた者に対し、経理ならびに支援事項等につき報告を求め、又は経理ならびに支援の内容等につき監査することができる。

(助成金の決定の取消、中止及び返還)

第9条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、又はすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1)虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- (2)対象となる障害者支援等が中止になったとき
- (3)その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

(選考委員会)

第10条

- (1) 障害者又は障害者支援団体を公正に選考するため、10人以内の選考委員（以下「委員」という）をもって選考委員会を組織する。
- (2) 委員の任期は2年とする。
- (3) 委員は、理事長が委嘱する。
- (4) 委員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、委員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(選考委員会の運営)

第11条

- (1) 委員会には委員長1名を置く。また副委員長を置くことができる。
- (2) 委員長及び副委員長は委員の中から互選により選出する。

- (3) 委員長が欠け、又は事故があるときは、副委員長が、その職務を行い又は代理する。
- (4) 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- (5) 申請者が、委員の親族その他特殊の関係がある者である場合には、委員はその選考について表決に加わることはできない。
- (6) 委員会の議事についてはその経過の要領、及び結果を記載した議事録を作成し、委員長が記名捺印し、理事長に提出する。

(その他)

第12条

この規程に定めるもののほか、この選考規程の実施に関する必要な事項及びこの規程の改廃は理事長が定める。

附則

この規程は、平成27年9月1日から適用する。

この規程は、平成28年3月25日から適用する。

この規程は、平成28年11月30日から適用する。